

補助金

売電収入

空室対策

メンテナンス

住宅セーフティネット事業による 補助金の活用

リフォーム工事と太陽光発電設置を同時に行うと補助金を受けられます。
住宅セーフティネット整備推進事業とは、住宅確保要配慮者への入居等を条件として、空家のある賃貸住宅のリフォームに要する費用の一部を国が直接補助するもの

対象住宅

補助対象となる住宅は

- ① 1戸以上の空家があること
- ② 原則、空家の床面積が25㎡以上であること
- ③ 改修工後に賃貸住宅として10年以上管理すること
- ④ 申請時点で3ヶ月以上空家であること

対象となる工事（いずれかを含む改修工事）

- ① 耐震改修工事
- ② バリアフリー改修工事
- ③ 省エネルギー改修工事

住宅セーフティネット事業の 改修工事（必須）

リフォーム工事
※諸条件あり



賃貸住宅の質を高める工事 太陽光発電設置など



補助対象金額

費用の1/3もしくは空家戸数 × 100万円
(どちらか低い金額を適用)

太陽光発電で安心収入

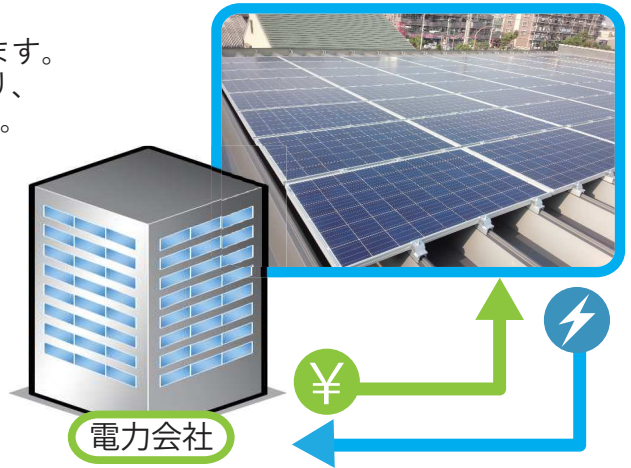
収益性の確保 ～固定価格買取制度～

太陽光発電システムで発電した電気は電力会社に売電できます。
固定価格買取制度（平成24年7月1日開始）の施行により、
契約時から20年間、安定した収益の確保が期待できます。

固定価格買取制度概要

太陽光発電については非住宅・住宅の区分ではなく、
10kw未満か以上かで区分されます。 平成26年度

設置容量	10kw 未満	10kw 以上
買取価格	37円(税込)	32円(税抜)
買取期間	10年	20年
買取方法	余剰	全量・余剰



この街を想い、この街を創る



植松グループ

植松建興株式会社

0120-261-146

〒410-0007 静岡県沼津市西沢田200-1
植松建興(株) 環境事業部

TEL:055-922-7811
FAX:055-922-5711

植松グループ 太陽光

URL <http://www.uematu.co.jp/eco/>

お気軽にお問い合わせ下さい